平成２７年（フ）第６００号
兵庫県芦屋市西蔵町13番Ａ―305号
債務者　有賀タクシーこと　有賀　浩一
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３１９号
埼玉県蕨市錦町４丁目７番４号　パークハイツＡ・ＹⅡ105号
債務者　大河　　心
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７０号
名古屋市緑区青山４丁目902番地
債務者　近藤　茂範
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９２号
熊本市西区田崎本町６番５号
債務者　上田　啓児
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　建部　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９３号
熊本市西区田崎本町６番７号
債務者　上田　信也
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　建部　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
三重県四日市市川島新町142番地　ロイヤルヒルズＢ―201
債務者　日下部美枝子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
岐阜県関市千疋799番地１
債務者　武藤　秀和
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６３号
新潟市東区石山５丁目５番３号　ストーンヒル・ザファイブＥ号
債務者　牛膓　智也
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０５号
函館市末広町５番７―1105号
債務者　川口　静子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０９号
函館市中道２丁目44番９号
債務者　神田　知子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１１号
北海道亀田郡七飯町字大沼町190番地
債務者　竹田　和弘
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３１５号
函館市柳町５番80―505号
債務者　犬塚　和枝
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字日蕨51―１　清水仮設15―３、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字日蕨42番地の66
債務者　伊藤　幸浩
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第１５４８号
名古屋市千種区今池５丁目33番19号
債務者　加藤　**廣**子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０８号
愛知県瀬戸市松原町２丁目41番地
債務者　光保　久幸
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１１号
岡山県倉敷市青江１番地２（ＡＳＤコーポ７棟102号室）
債務者　菅野　雅斗
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市西中新田262番地１
債務者　川野　巨樹
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係